

## 条例案の検討項目について

これまでの条例検討委員会、県議会、パブリック・コメントの意見等を踏まえ、条例素案（**参考資料** 参照）について追加等することを検討している主な項目は以下のとおり。

### 1 条例名について

条例名について、より親しみのある表現を用いる名称としてはいかがか。

#### <考え方>

（現行案）「障害の有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい山口県づくり条例（仮称）」  
（例）「障害のある人もない人も暮らしやすい山口県づくり条例」

#### <（例）の考え方>

- ・ 「障害のある人」の表記により、障害者の存在を肯定する姿勢を明確に伝えることができる
- ・ 本文中では「障害者」表記となる場所、条例名（及び前文）においては、「障害のある人」の表記とすることにより、条例全体の印象を優しく親しみのあるものとするすることができる

### 2 前文について

① 「インクルーシブ」の考え方に基づく取組の推進についての記述を追加することとしてはいかがか。

#### <考え方>

前文は、条例制定の経緯や背景を述べた上で、目的、決意を表明するものであるが、近年、障害者が障害の有無にかかわらず分け隔てなく受け入れられる概念を表す用語として社会的理解の進んでいる「インクルーシブ」の考え方についても述べることとしてはいかがか。

（参考：行政分野における取組例）

- ・ 学校教育においては、障害者権利条約で規定された「インクルーシブ教育システム」（障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組み）の整備を推進している。
- ・ 条例案第4章「共生社会の実現に向けた施策の推進等」において、幼少期からの障害理解の機会の確保を掲げることとしているが、この取組の一環として、本年10月に「山口きららインクルーシブパーク社会実験」（※）の取組を実施予定である。

※ 山口きらら博記念公園内にインクルーシブに配慮した遊具等を一定期間設置し、公園を訪れた親子等から遊具に関する感想や意見などを把握するもの。

## <意見等>

国連、国が推進している「インクルーシブ教育」「インクルーシブ社会」という言葉を入れ、意味を明確にした上で、共生社会の実現やインクルーシブな社会に向けて取り組んでいかなければならない。

(パブリック・コメント意見)

② 障害者権利条約や障害の社会モデルの考え方についての記述を追加することとしてはいかがか。

## <考え方>

本条例は、障害を理由とする差別の解消を目的としているものであるが、障害者差別解消法の成立には、以下の経緯があることから、条例前文において、障害者権利条約や「障害の社会モデル」の考え方（※）についても触れることとしてはいかがか。

(障害者差別解消法成立の経緯)

- ①我が国が障害者権利条約に署名（平成 19 年）
- ②権利条約の規定を踏まえ障害者基本法を改正（平成 23 年）
  - ・ 日常生活又は社会生活において障害者が受ける制限は、社会との在り方との関係によって生ずるといふいわゆる社会モデルに基づく障害者の概念を規定
  - ・ 差別の禁止を規定
- ③差別禁止を具体化するものとして障害者差別解消法を制定（平成 25 年）

### 障害の社会モデル

障害者が日常生活又は社会生活において受ける制限は、心身の機能の障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものとのいわゆる「社会モデル」の考え方であり、「合理的配慮」もこの考え方を踏まえている。

## <意見等>

- ・ 前文では、条例策定に至る経緯として、障害者権利条約の採択と批准について言及するとともに、条約が「障害の社会モデル」の考え方を基底に置いていることを示すべき。
- ・ 障害者が、障害を理由とする不当な差別的取扱い等を受け、暮らしにくさを感じている状況について、「合理的配慮の不提供」が理由であることも付け加えるべき。

(以上、パブリック・コメント意見)

③ その他表記修正

「身体障害者手帳等の交付には至らないものの」⇒「障害者手帳等の」に修正を行う。

### 3 総則について

(定義)

- ①「事業者」を追加する。
- ②「障害を理由とする不当な差別的取扱い」を削除する。

<考え方>

- ① 「事業者」は、本条例に登場する主要な主体であること、また、第3章に規定する紛争解決体制において、紛争事案の当事者となることも踏まえ、定義を明確にする。
- ② 「不当な差別的取扱い」については、差別の定義が困難であることなどから、条例では定義せず、今後、改定される国の基本方針を踏まえ、ガイドブック等による啓発活動の中で、考え方の周知に努めていくこととする。

### 4 障害を理由とする差別を解消するための体制について

(あっせん)

調整委員会の行うあっせんの手続きとして、当事者双方にあっせん案の提示を行う場合のほか、事業者による条例違反の事実が認められない場合には当事者双方にその旨を通知する規定を追加する。

<意見等>

調整委員会が、障害者が求める合理的配慮の提供は事業者にとって過重な負担であるとの判断をした場合は、どのような取扱いになるのか。

(第4回条例検討委員会意見)

### 5 共生社会の実現に向けた施策の推進等について

① (幼少期からの障害理解の機会の確保)

学校教育における障害のある児童生徒と障害のない児童生徒の交流等の推進により、その相互理解を促進する旨を記述する。

<考え方>

幼少期からの障害理解の機会の確保について規定しているところであるが、学校教育における障害理解の促進に係る規定を追加する。

<意見等>

- ・ グレーゾーンの方への施策を直接、条文にすることは難しいだろうが、幅広い障害についての正しい知識を啓発していく、という規定の仕方ができるのではないか。
- ・ 学校教育で障害理解を深めていくことの重要性について明確に表現していただきたい。

(以上第4回条例検討委員会意見)

## ②（情報取得等に関する施策の推進）

障害者による円滑な情報の取得、利用並びに円滑な意思疎通、また、手話、点字、分かりやすい表現等の障害特性に応じた意思疎通方法の普及についての条項を追加する。

### <考え方>

障害者が、社会を構成する一員として社会、経済、文化等の各分野の活動に参加をするためには、必要とする情報の十分な取得利用、円滑な意思疎通を図ることができることが重要であることから、規定を追加する。

### <意見等>

- ・ 「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）が本年5月に施行された。情報取得に困難を有する障害者への合理的配慮の一層の提供をお願いする。
- ・ 紛争解決に際しては、本人への十分なコミュニケーション保障が図られるべき。

（以上、パブリック・コメント意見）

## ③（県民全体での取組の推進）

県民誰もが多様な障害の特性を理解し、障害特性に応じた必要な配慮を実践する運動を県民全体で取り組む条項を追加する。

### <考え方>

現在、実施している「あいサポート運動」の理念に基づく取組について、県民全体で取り組む県民運動として推進していく規定を追加する。

### <意見等>

- ・ あいサポート運動により、しっかりと障害理解を進めていく、また、学校教育や市町の取組等に仕組みとして取り込めることができればよい。
- ・ この条例が、障害のない人と障害のある人とが、対話を通じたコミュニケーションにより、理解を深めるきっかけになるとよい。

（以上、第4回条例検討委員会）

## ④（県民等の活動の促進）

民間団体等が自発的に行う障害理解のための活動への支援に係る条項を追加する。

### <考え方>

県の行う取組に加え、事業者や関係団体等が行う障害理解のための活動の一層の推進が図られるよう、県民等の活動に対する支援についての規定を追加する。

### <意見等>

県の主導による障害理解の促進だけでなく、県が民間事業者や団体等が実施する障害理解の取組を支援するという規定もあるとよい。

（第4回条例検討委員会）

## 6 施行期日について

条例施行日については、（１）基本的部分（総則、相談体制、共生社会の実現に向けた施策等）、（２）規制部分（①不当な差別的取扱い事案に係る紛争解決体制、②合理的配慮の提供の義務化及び当該事案に係る紛争解決体制）の各施行日を設定するに当たり、以下のような候補が考えられる。

区 分		候補 1	候補 2	候補 3
(1) 基本的部分（総則、相談体制等）		公布日	公布日	公布日
(2) 規制部分	①不当な差別的取扱い事案に係る紛争解決体制	R5. 4	R5. 10	改正法施行日
	②合理的配慮の提供の義務化及び当該事案に係る紛争解決体制	R5. 10		

### <考え方>

#### (1) 基本的部分

周知期間の配慮を要さない部分については、速やかな施行が望ましいことから、公布日施行とすることが考えられる（候補 1～3 共通）。

#### (2) 規制部分

本条例において紛争解決体制が整備（適用開始）されることについては、事業者側に負担（あっせん・勧告・公表）を課すことともなるため、その内容について一定の周知期間を設ける必要がある（候補 1～3 共通）。

##### ○候補 1

- ・ ①で対象とする不当な差別的取扱いについては、平成 28 年の法施行時から禁止されているため、②に先行して紛争解決体制の対象とする。
- ・ 次の②と開始日が異なることの分かりにくさや、紛争事案の内容が必ずしも明瞭に区分できるものとはいえない点が問題といえる。

##### ○候補 2

- ・ これまでの県条例（県民や事業者等に規制を課す内容のもの）の先例等を考慮し、周知期間を約 1 年とし、①②とも令和 5 年 10 月から施行する。

##### ○候補 3

- ・ 改正法の施行に伴い増加が想定される紛争事案への対応を図る趣旨により、①②とも改正法施行日から施行する。
- ・ 事業者による合理的配慮の提供の義務化については、国において令和 6 年 6 月までに施行されることとされているが、現時点では未だ示されていない。
- ・ 条例の公布時点で未定である国の改正法の施行日を県の条例の施行日とすることは、いつから対応を行うことになるのかが不明瞭という点が、障害者・事業者の両当事者にとり問題といえる。